

飲料配送研究会報告書について



資料3-2

周知状況

- ◆ トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会（10月9日）
 - ・「飲料配送報告書」及び「標準貨物自動車運送約款」における飲料配送に係る取扱いを明確にするための「適用細則」について周知
- ◆ トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会
 - ・10月18日現在、全都道府県協議会において約5,000団体（※）等に周知
※運送事業者：都道府県トラック協会、発着荷主：経済連合会、商工会議所、経営者協会 等
- ◆ トラック運送事業「取引環境適正化」セミナー
 - ・10月10日の東京での開催を皮切りに、全国10ブロック（※）で開催
 - 〔※10月10日東京（開催済）、15日大阪（開催済）、16日名古屋（開催済）、25日札幌（開催済）、11月5日福岡、11日広島、29日沖縄、12月10日新潟（仙台、香川は12月で調整中）
 - ※これまで計343社が参加、うち、運送事業者が約4割、荷主が約6割
 - ・10月10日の東京会場では、御法川国土交通副大臣が挨拶し、自動車局長から趣旨説明を実施
- ◆ その他各団体等への説明会などの場を活用して周知実施

※ 中央協議会の構成（抄）
・全ト協副会長
・経団連産業政策本部長
・日商産業政策第二部長
・連合総合政策局長
・学識経験者
・経産省・農水省など関係局長

11月頃に浸透状況の調査を実施予定

意見・今後の対応

運送事業者からの意見

今後の対応

運送事業者・ 発荷主・ 着荷主間で の判断基準

- ・荷主と交渉したケース
 - ・成功した場合 「荷主の理解が得られて成功した」
 - ・断られた場合 「これまでの慣習もあり断られた」
- ・荷主と交渉していないケース 「これまでのやり方で問題が生じていないため、交渉していない」
- ・今後荷主交渉するケース 「まずは報告書の内容について荷主と認識を共有し、段階的に交渉していく」

運用上の トラブル

- ・毀損していない商品を含め受け取り拒否 「報告書について周知が行き届いていないケースもある」
- ・消費者の購入時における苦情 「箱買い商品の段ボールの擦れ等に対する苦情が寄せられるケースがある」

トラック運送業の取引の適正化について

周知状況

- ◆ トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会（10月9日）
 - ・荷待ち時間や附帯業務の「乗務記録」への記載を義務づけた貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正や、運賃・料金の明確化を図った標準運送約款の改正等について周知
- ◆ トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会
 - ・10月18日現在、全都道府県協議会において約5,000団体（※）等に周知
※運送事業者：都道府県トラック協会、発着荷主：経済連合会、商工会議所、経営者協会 等
- ◆ トラック運送事業「取引環境適正化」セミナー
 - ・10月10日の東京での開催を皮切りに、全国10ブロック（※）で開催
 - ※10月10日東京（開催済）、15日大阪（開催済）、16日名古屋（開催済）、25日札幌（開催済）、11月5日福岡、11日広島、29日沖縄、12月10日新潟（仙台、香川は12月で調整中）
 - ※これまで計343社が参加、うち、運送事業者が約4割、荷主が約6割
 - ・10月10日の東京会場では、御法川国土交通副大臣が挨拶し、自動車局長から趣旨説明を実施
- ◆ その他各団体等への説明会などの場を活用して周知実施



※ 中央協議会の構成（抄）
・全ト協副会長 ・経団連産業政策本部長
・連合総合政策局長 ・日商産業政策第二部長
・学識経験者 ・経産省・農水省など関係局長

- 真荷主に対して契約を書面化した者：約80%
- 改正後の標準約款に基づき運賃を設定した者：約83%
- 約款改正を踏まえ、真荷主との間で取引を見直した者：約50%
- 「ホワイト物流」に協力する旨の行動宣言をした荷主：約550者

11月頃に浸透状況の調査を実施予定

意見・今後の対応

運送事業者からの意見

今後の対応

発荷主との 関係

「荷主の協力により、適正化の取組を着実に進めている」
「これまでの慣習もあり、適正化の取組が進んでいない」
「これまでのやり方で問題が生じていないため、荷主側にアプローチしていない」

- ・引き続き取組の浸透を図り、フォローアップ
- ・国土交通省ホームページでの荷主情報の提供を促し、荷主への働きかけも含めて対応
- ・関係省庁と連携した説明会等を通じ、荷主との協力の重要性を周知するとともに、ガイドラインを用いて原価計算の方法等を運送事業者へ説明

着荷主との 関係

「取引の適正化は認知しているものの、対応できていないケースもある」
「適正化の取組みは知っているが、着荷主との具体的な話ができていない」

- ・関係省庁と連携して直接着荷主への働きかけを実施
- ・「ホワイト物流」推進運動を通じて、着荷主にも取引適正化の取組みを周知徹底